

第72回“社会を明るくする運動”作文コンテスト実施要綱

(大阪府推進委員会)

1 名称

第72回“社会を明るくする運動”作文コンテスト

2 趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第72回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと・感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、このコンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で30回目となります。

3 主催

法務省／大阪保護観察所

“社会を明るくする運動”中央推進委員会／大阪府推進委員会

4 後援(予定)

全国連合小学校長会

全日本中学校長会

全国小学校国語教育研究会

全日本中学校国語教育研究協議会

公益社団法人日本PTA全国協議会

更生保護法人全国保護司連盟

日本更生保護女性連盟

特定非営利活動法人日本BBS連盟

更生保護法人日本更生保護協会

5 応募規定

(1) 資格

大阪府の小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む）

(2) テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなどを題材としたもの。

(3) 原稿の枚数

400字詰め原稿用紙3～5枚程度

(4) その他

応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。

応募規定に沿わない作品については、審査対象外となりますので御留意ください。

応募にあたっては、氏名、学校名、学年及び作品の内容を公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

6 応募方法

(1) 各小中学校においては、所在地の“社会を明るくする運動”地区推進委員会（以下「地区委員会」という。）に、各地区委員会が定めた日までに送付してください。締切日等詳細については地区委員会（別添“社会を明るくする運動”地区推進委員会一覧を参照）に照会願います。

(2) 地区委員会は、適宜の方法により優秀作品（小学生、中学生それぞれ3編以内。ただし、小学生のみ中学生のみの推薦に限り6編以内）を選定し、9月8日(木) (期限厳守)までに大阪府推進委員会（大

阪保護観察所)あて、別紙推薦書を添えて推薦してください。

- (3) 大阪府推進委員会は、受理した推薦作品を審査の上、代表作品(小学生、中学生それぞれ3編以内)を選定し、10月14日(金)までに中央推進委員会(法務省保護局)に推薦します。

7 中央推進委員会の表彰

中央推進委員会に推薦された作品について、同委員会において審査の上、入賞作品を決定します。

(1) 審査員(予定)

全国小学校国語教育研究会
全日本中学校国語教育研究協議会
更生保護法人全国保護司連盟
日本更生保護女性連盟
特定非営利活動法人日本BBS連盟
更生保護法人日本更生保護協会
法務省保護局

(2) 表彰(予定)

- ア 最優秀賞(法務大臣賞) 小学生・中学生各1点
イ 優秀賞
全国連合小学校長会会長賞 小学生3点
全日本中学校長会会長賞 中学生3点
全国保護司連盟理事長賞 小学生・中学生各3点
日本更生保護女性連盟会長賞 小学生・中学生各3点
日本BBS連盟会長賞 小学生・中学生各3点
日本更生保護協会理事長賞 小学生・中学生各3点

各賞については、12月頃に、大阪府推進委員会事務局を通じて発表し、入賞者には表彰状、トロフィー等を贈呈します。

(3) 表彰式(予定)

最優秀賞については、中央推進委員会(東京・法務省)において、各優秀賞については、大阪府推進委員会事務局において、それぞれ行います。

8 大阪府推進委員会の表彰

大阪府推進委員会に推薦された作品について、同委員会において審査の上、入賞作品を決定します。

(1) 審査員(予定)

大阪府教育庁代表者
大阪府保護司会連合会広報部
大阪更生保護女性連盟代表者
大阪保護観察所長等

(2) 表彰(予定)

- ア ひまわり奨励賞 小学生・中学生各3点
イ 佳作賞 小学生・中学生合わせて約10点
入賞者には、表彰状及び記念品を贈呈します。

(3) 表彰式(予定)

ひまわり奨励賞等については、大阪府推進委員会において行います。

9 その他

- (1) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
(2) 応募作品は原則として返却しません。必要な方はコピーを手元に残すようにしてください。
(3) ひまわり奨励賞作品については、氏名及び学校名とともに、報道機関、インターネット等による公表や、各推進委員会で作成する作文集に掲載する場合があります。また、作品の公表及び掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

10 本コンテストに関する照会先

大阪保護観察所 民間活動支援専門官室

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館5階

電話: 06-6949-6241 FAX: 06-6920-3055